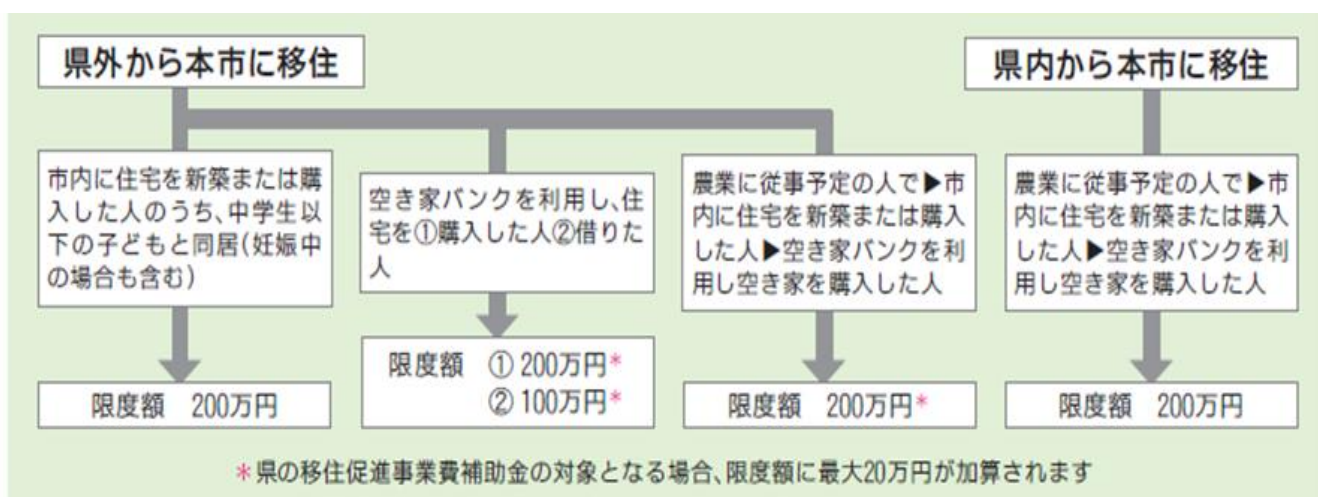


## 花巻市定住促進住宅取得等補助金の補助率を一部拡充します ～中古住宅改修費の補助率を100%に～

花巻市では、2月1日から花巻市定住促進住宅取得等補助金の補助対象経費のうち、補助対象住宅の改修にかかる経費に対する補助率を現行の2分の1から10分の10に引き上げます。

### 事業の内容

市では平成27年度より、移住定住を促進するため、岩手県外からの移住者や岩手県内から花巻市に移住して農業に従事することを希望する方に対して、市内で居住するための住宅の住宅取得又は賃借契約時に必要となる経費や中古住宅の改修経費、生活用品購入費等の補助対象経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付してきました。  
(補助金の詳細等 下図参照)



### 改正の概要

#### (1)改正内容

##### ① 拡充の内容

花巻市定住促進住宅取得等補助金の補助対象経費のうち、補助対象住宅の改修にかかる経費について、市内事業者<sup>※1</sup>を利用した場合又は個人において市内で資材を購入して改修を行った場合、この改修経費分の補助率を平成31年2月1日より、現行の2分の1から10分の10に引き上げます。

ただし、当該補助金の対象者及び限度額は変更ありません。

※市内事業者<sup>※1</sup>: 市内に住所を有する法人又は個人事業主

##### ② 拡充の目的と必要性

既に花巻へ移住した方々と意見交換を実施したところ、「この補助金があり、助かった」、「この補助金の花巻を選ぶ決め手となった」との評価をいただいた一方で、「改修が必要な状況だが経済的に余裕がないので、最低限の改修にとどめた」との声があがったことから、移住者や子育て世帯の経済的負担に配慮することで、本補助金の効果拡大を期待するものです。

また、中古住宅等を購入する場合の支援策として、改修費用の補助率を引き上げることで、花巻市空き家バンクの利用促進が見込まれ、さらに、市内事業者等の利用を条件に補助率を拡充することにより、市内の改修等を取り扱う事業者等の利用が促進され、市内への経済効果が期待されます。

## 補助額の比較(例)

県外から移住する子育て世帯の例

対象住宅:中古物件を購入

改修内容:水道等設備

### (1)申請内容

単位:万円

申請額	改修費	引越費用	生活用品等購入	火災・地震保険料等	計
	150	40	40	20	250

### (2)現行 補助対象経費の1/2 200万円上限

申請額	改修費	引越費用	生活用品等購入	火災・地震保険料等	計
	150	40	40	20	250
補助額	75	20	20	10	125
実質自己負担額	75	20	20	10	125

### (3)改正後 市内業者で行った改修費10/10、その他補助対象経費の1/2 200万円上限

申請額	改修費	引越費用	生活用品等購入	火災・地震保険料等	計
	150	40	40	20	250
補助額	150	20	20	10	200
実質自己負担額	0	20	20	10	50

75万円の  
負担軽減